平成２９年（フ）第４０６号
岡山市中区中井１丁目７番11―２号
債務者　栢野　　賢
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１６６号
東京都立川市上砂町１丁目11番地26―908
債務者　小村　雅朝
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０８号
長崎県佐世保市瀬戸越町1291番地
債務者　松本　哲雄
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
長崎県佐世保市須佐町４番７号、前住所長崎県佐世保市上原町459番地の２
債務者　金ヶ江秀敏
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
長崎県佐世保市潮見町32番28号、前住所長崎県佐世保市塩浜町２番14号　塩浜第一ビル601号
債務者　藤本　一美
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
長崎県佐世保市須田尾町290番地１　サンハイツ205号、前住所長崎県佐世保市白岳町716番地10
債務者　野中　一美
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１８２０号
札幌市中央区南３条西８丁目１番１号ガルムリマイン２階201号室
破産者　株式会社ワンエイトクリエーション
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２００号
茨城県常陸大宮市下町144番地
破産者　有限会社外山商店
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３２０号
埼玉県富士見市関沢２丁目24番７号
破産者　株式会社イーサポート
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３４８号
埼玉県さいたま市南区曲本１丁目２番６号
破産者　株式会社Ｌａ　Ｌｕｃｅ
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２２５号
名古屋市南区三条２丁目15番２号
破産者　株式会社トライベスト
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４２号
神戸市西区櫨谷町福谷城が谷676の１
破産者　有限会社伊賀製作所
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７４号
和歌山市東釘貫丁３丁目40番地
破産者　秀和建設株式会社
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２４号
千葉県佐倉市山王２丁目29番地７
破産者　岡村　共子
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９５１号
横浜市中区本牧三之谷９－１
破産者　株式会社クニザキ
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８１３号
横浜市都筑区葛が谷６番36号原ビル302号
破産者　株式会社シンプル
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０４号
岡山市南区藤田425番地
破産者　古山　泰治
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８６号
岡山市東区金岡東町１丁目13番39号、旧住所岡山市東区金岡東町２丁目４番18―５号
破産者　平井　里佳（旧姓山口）
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９４号
岡山市北区奉還町２丁目６番24号
破産者　宮本　佳幸
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部